

監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年 5月11日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

監査種別

財政援助団体等監査

監査結果の措置対象

財政援助団体 新城市土地改良区
団体の所管課 産業振興部農業課

監査結果報告年月日

令和3年2月5日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年4月30日

講じた措置等の内容

【新城市土地改良区】

《意見1》

規約等は標準的ひな形が定められていると思うが、市町村によって規模の大小があり、新城市の業務の実態にあった規約とするよう見直しを検討されたい。

《検討状況》

規約等については、新城市土地改良区の監督官庁（指導機関）である愛知県の指導及び承認を受けて制定していますので、愛知県と協議をしながら内容の見直しについて検討を行ってまいります。

《意見2》

未収金の対応については地元の理事の方に動いてもらうのが良い。引き続き回収に努められたい。また、未収金を減らすためにも賦課金の口座振替を推進されたい。

《検討状況》

未収金については、かねてより地元理事による回収を行っております。今後も継続して活動いただき未収金の回収に努めます。

賦課金の収金については、基本的に口座振替を推進しているところですが、一部で現金による収納をされる組合員がいるため、引続き口座振替による収納への協力を求めてまいります。

【産業振興部農業課】

《意見》

なし。

《措置内容》

なし。